

議案第20号

職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第2項中「第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。